

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

令和 5 年 (ネ) 第 5 8 4 号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 控訴人番号 1 (こうすけ)、控訴人番号 2 (まさひろ) ほか 4 名

被控訴人 国

控 訴 人 ら 第 6 準 備 書 面

(国際人権法・比較憲法学の見地から)

2 0 2 4 (令和 6) 年 4 月 3 0 日

福岡高等裁判所 第 5 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士	安孫子 健 輔	石 井 謙 一
	石 田 光 史	井 上 敦 史
	岩 橋 愛 佳	緒 方 枝 里
	太 田 信 人	太 田 千 遥
	久 保 井 摂	郷 田 真 樹
	後 藤 富 和	鈴 木 朋 絵
	武 寛 兼	寺 井 研 一 郎
	徳 原 聖 雨	富 永 悠 太
	永 里 佐 和 子	仲 地 彩 子
	塙 愛 恵	藤 井 祥 子
	藤 木 美 才	森 あ い
	吉 野 大 輔	渡 邊 陽

第 1 はじめに

控訴人らは、従前より国際人権法の見地からの主張も行ってきたが、今般、谷口洋幸教授から新たな意見書の提出を受け、また、比較憲法学・国際人権法の見

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

地からの意見書 (アミカス・ブリーフ) を得たので、これについて主張する。

第 2 谷口洋幸教授の意見書

1 はじめに

控訴人らは、原告ら第 2 7 準備書面 9 頁において、2022 (令和 4) 年 1 月 3 日、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (「自由権規約」) の実施状況に関する第 7 回日本政府報告書に対して、国連自由権規約人権委員会が総括所見を公表し (甲 A 5 6 0 - 1、5 6 0 - 2)、その中で、包括的な反差別法がないことへの引き続きの懸念が表明された上、「レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている (第 2 条および第 2 6 条)」、締結国が行うべきこととして、「(b) 同性カップルが公営住宅へのアクセスや同性婚を含め、規約に規定されたすべての権利を締結国の領域のすべてで享受できるようにする。」と述べていることを主張した。

今般、この総括所見 (勧告) の持つ意味について、青山学院大学の谷口洋幸教授が意見書を作成したので、これを提出する (甲 A 1 0 1 9)。

2 同総括所見 (勧告) の持つ意味

自由権規約委員会による規約の解釈は権威ある解釈 (authoritative interpretation) ないし有権解釈 (authentic interpretation) に近いものと位置づけられており、法的拘束力のある自由権規約を誠実に遵守および履行するための参照先として十分な正統性を有している。委員会の委員構成からも、国家報告制度の存在意義からも、これを司法の場において参照することに、重要な意義が認められる (甲 A 1 0 1 9 第 5 項 (1) (2))。

また、総括所見中の勧告で示される具体的手段は、個人資格の委員の独断や偏見にもとづいて発出されるものではない。総括所見は、締結国からの基本情

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

報および履行状況の定期的な報告、委員会からの質問リストの送付と回答、利害関係者による多様な情報提供などにもとづいて、自由権規約委員会の定期会合における締約国との建設的対話（constructive dialogue）の結論として採択されるものであり、自由権規約上の義務に適合させるために、当該締約国がいま、具体的かつ現実的に選択可能な手法の提示といえる（同（3））。

さらに、今回の同性婚勧告は、自由権規約委員会が 2008 年に事実婚との同等処遇を勧告して以来、同性カップルに関する自由権規約 2 条および 26 条の義務履行に進展がみられない日本の現状に対する 14 年越しの勧告であり、一向に進展のない膠着状態の打開が期待されている（同（4））。

同性婚の導入について、日本は第 7 回提起報告書（2020 年）の中で、「我が国の家族のあり方に関する問題であり、国民的な議論を踏まえつつ、慎重な検討を要する」と記述している。UPR の第 3 巡目審査の勧告（2017 年）および第 4 巡目審査（2023 年）でも、同趣旨の理由から留意する立場を表明した。同じ説明は、2015 年以降、日本の国会審議の間でも繰り返し用いられている。仮に司法府がこれと同じ立場をとるならば、それは司法府が行政府および立法府による自由権規約上の義務の不履行状態にお墨付きを与えることを意味し、もって、司法府もまた、自由権規約上の義務に違反することとなる。自由権規約委員会が自由権規約 2 条および 26 条上の義務の履行手段として日本の現状に即して同性婚の導入を勧告したいま、当該勧告ならびにその経緯や関連する現状を踏まえ、司法府において、立法裁量の限界を的確に捉えた上で、同性婚を認めていない現状を違憲とする判断を下すべきである。

第 3 比較憲法学・国際人権法の見地からの意見書（アミカス・ブリーフ）

1 意見書の位置づけ

本件訴訟は、法律上の性別が同じ者との婚姻（以下、法律上の婚姻を単に「婚姻」という。）を認める立法を怠った被告の立法不作為によって、望む相

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

手との婚姻を妨げられた原告らが、その被った精神的損害につき、国家賠償法第1条第1項に基づき、被告に対して損害賠償を求める事件である。

原告らは、同性婚を法制化するための立法を国に求めており、かかる原告らの主張は、比較憲法学・国際人権法の見地からも強く肯定されるべきものである旨の意見書（アミカス・ブリーフⁱ）が、ニューサウスウェールズ大学のディクソン博士らから提出された（甲A1020）。同意見書は、諸外国の裁判例を比較憲法学・国際人権法の見地から分析したものであり、令和6年3月20時点で49名の海外の研究者や法律家が署名している。内容は以下のとおりである。

2 意見書の趣旨

(1) 憲法上の権利に関する意見

同意見書は、本件訴訟における原告らの主張の憲法上の位置づけを踏まえた上で、諸外国の（憲法）裁判所の判断が紹介されている。

注目すべきは、本意見書が、同性婚についての諸外国の裁判例およびその研究を紹介した後に、「多様な法的伝統や異なる社会的背景を有する多くの国々の裁判所が、LGBTQIA+ のカップルを婚姻制度から排除し、同性婚を認めないことは、平等と被差別、尊厳、自己決定と自立に対する権利の侵害に相当するとのきわめて類似した理由づけを採用していること」を明らかにしたことである。

また、同意見書は、同性カップルの結婚の権利を支える自己決定権は、日本国憲法の文脈でも解釈可能であることを述べている。

(2) 司法の役割に関する意見

意見書は、諸外国における同性婚の承認には様々な過程があることを指摘し、立法過程が、LGBTQIA+ のように歴史的に疎外されてきたグループの権利を保護できていない場合、司法の役割が特に重要であると述べる。また、同意見書は、婚姻に関する平等な権利の存在を宣言することと、この権利を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

実現するための適切な救済を認めることとは隔たりがあり、法体系の大規模な書き換え（または創設）を伴うものになるのではないかとの懸念にも言及している。

特筆すべきは、本意見書は、これら、三権分立に配慮する司法の位置づけを踏まえた上で、「解釈」により同性カップルに婚姻の権利を認めた諸外国の裁判例を紹介し、これが、本件においても前例となりうる可能性を指摘している。

3 結句

以上述べたように、本意見書は、国家賠償請求訴訟という枠組みの中で同性婚の法制化を主張する本訴訟においても有用であると考えられるため、本書面にて紹介するものである。

ⁱ アミカス・ブリーフ制度とは、裁判所に対して、当事者および参加人以外の第三者が、事件の処理に有用な意見や資料を提出する制度であり、現在アメリカで採用されている。